説明資料

[国際課税について]

平成 30 年 11 月 7 日 (水) 財 務 省

目 次

•	「BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理(平成28年11月14日) [抄]	•		• 3
1.	. 過大支払利子税制			
	・BEPS行動4最終報告書の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		· 5
	・【参考】第三者への利子の支払いにおけるBEPS(行動4最終報告書パラ3をもとに作成)・・・	•		· 6
	・BEPS行動4最終報告書の勧告内容と日本の過大支払利子税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		. 7
	・【参考】主要国における利子控除制限制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		. 8
	・【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例①(デットプッシュダウン)・・・・・・・	• /		. 9
	・【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例②(負債による資金調達と非課税所得)・・・		•	10
	・【参考】国際収支統計における「直接投資(負債)」及び「その他投資」の状況・・・・・・			
2	2. 移転価格税制			
	・移転価格税制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	13
	・BEPS行動8の勧告のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	14
	・BEPS行動8:移転価格算定方法の整備(DCF法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	15
	・BEPS行動8:評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles:HTVI)への対応・・・・・・		-	16
	・【参考】評価困難な無形資産(HTVI)アプローチに係る移転価格ガイドライン等の関連規定(抄・仮訳)			17
	・【参考】世界の特許保有件数上位50社の国別の状況・日本の知財使用料収支の推移・・・・・・・・			18

1. 今後の国際課税改革に当たっての基本的視点

- 日本企業の健全な海外展開や国際競争力向上に貢献しつつ、租税回避を適切に防止できるよう制度を見直すことが必要。
- ・ 日本が「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施に範を示し、租税回避防止に向けたグロ ーバルな取組みをリードすることが必要。

2. 個別の制度設計に当たっての留意点

<移転価格税制>

・ 「BEPSプロジェクト」最終報告書の内容、及び今後改訂される「OECD移転価格ガイドライン」 を踏まえて、今後、日本の「移転価格税制」見直しを検討することが必要。

<過大支払利子税制>

「過大支払利子税制」を見直すに当たっては、現在50%である閾値引下げの必要性と程度、及び適用対象や特別ルール等について「BEPSプロジェクト」最終報告書の勧告を踏まえた検討が必要。

1. 過大支払利子税制

BEPS行動 4 最終報告書の概要等

問題意識

- ✓ 利子は、国際的なタックスプランニングで利用できる利益移転技術のうち、最も簡単なものの一つ。
- ✓ 多国籍企業グループが利子を用いたタックスプランニングを行うことができることにより、競争上歪みが生じ、資本所有中立性にネガティブな影響を与える。また、これにより税収が減少し、税制の完全性に影響が生じうる。
- ✓ 利子を用いた税源浸食・利益移転が生ずる場合として、関連者間借入を用いて過大な利子の損金算入を生じさせるケースや、企業グループ内の高課税法人に第三者借入を集めるケース(6頁参照)などが挙げられる。



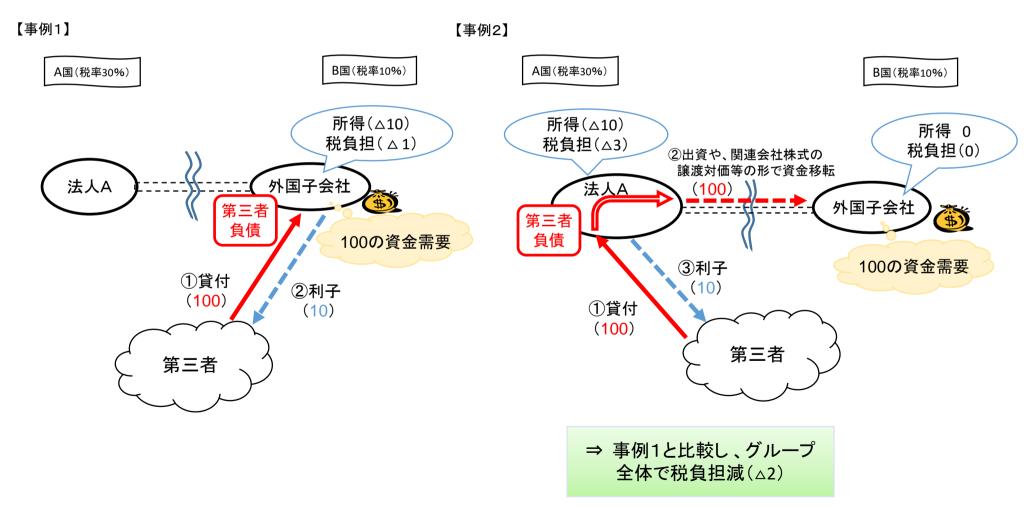
勧告

- ✓ 上記の問題に対抗するため、企業の純支払利子の損金算入を利子・税・償却前所得(EBITDA)(※)の10%~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。
 - ※ EBITDA: Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization
- ✓ 同制度は、適用が容易であり、企業の課税所得に利子の損金算入を直接リンクさせることで利子を用いたタックスプランニングに対して相当程度堅固となるとしている。

【参考】第三者への利子の支払いにおけるBEPS

(行動4最終報告書パラ3をもとに作成)

- 国際企業グループにおいて100の資金需要があり、10の資金コスト(利子)を支払う事例。
- 第三者借入であっても、それをいずれの国の法人が行うかの選択により、所得移転を生じさせ、グループ全体の 税負担を引き下げることができる。



BEPS行動4最終報告書の勧告内容と日本の過大支払利子税制

- BEPS行動4では、純支払利子の損金算入をEBITDAの10%~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。
- 平成24年度税制改正において導入した日本の「過大支払利子税制」は同様の考え方に基づく制度であるが、対象となる利子やEBITDA(調整所得)の定義、基準値についてBEPS勧告と異なっており、検討が必要。
- その際、通常の経済活動に与える影響等にも配慮しつつ、BEPSリスクに的確に対応できるよう検討していく必要。

BEPS行動4最終報告書の勧告内容 【固定比率ルール】 企業 Aの EBITDA (2)(※) 捐金算入限度額 企業 A の EBITDA 損金算入可 [10~30%](3) 純支払利子額(1) 損金不算入 その他 減価償却費 等 当期の税額 ※ FBITDA=税引後当期所得+純支払利子 +減価償却費+特別償却+当期税額 (非課税所得を含まない) 当期税引後 所得金額

- ⇒日本の過大支払利子税制におけるBEPS行動4最終報告書の勧告内容との主な相違点
 - ①対象とする利子:関連者純支払利子等の額のみ
 - ②調整所得(EBITDA):国内外の受取配当益金不算入額を含む
 - ③基準値:50%

国名 項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
通称 (導入年)	過大支払利子税制 (2012年)	利子控除制限制度 (2018年) ^(注1)	利子控除制限制度 (2017年)	利子控除制限制度 (2008年)	過少資本税制 (1991年)
基本的な 仕組み	法人の関連者等への純支払利 子のうち、調整所得の一定割 合の額を超える部分は、損金 不算入	調整所得の一定割合を超える純支払利子は、損金不算入			調整所得の一定割合等を超える関連者等への純支払利子は、損金不算入
損金不算入 の対象となる 利子の支払先	・原則として <mark>関連者</mark>	限定なし	限定なし	限定なし	・原則として関連者
調整所得の 定義	課税所得に、純支払利子、償却費、受取配当益金不算入額 等を加算		課税所得に、純支払利子、償 却費等を加算	課税所得に、純支払利子、 償却費等を加算	課税所得に、純支払利子、償却費等を加算
損金 不算入額	関連者純支払利子等の額 (※)のうち調整所得金額の 50%を超える部分の金額 ※日本で課税対象とならない 関連者等に対する支払利子 等の額から一定の受取利子 等を控除したもの	調整所得の30%を超える部分の 金額	調整所得の30%を超える純 支払利子 ^(注3)	調整所得の30%を超える 純支払利子	関連者等への支払利子が調整所得の 25%超であり、かつ、出資/負債比率等 にかかる基準等を超える場合に、これ らの基準を超える支払利子

【利子控除制限制度を巡る動向】

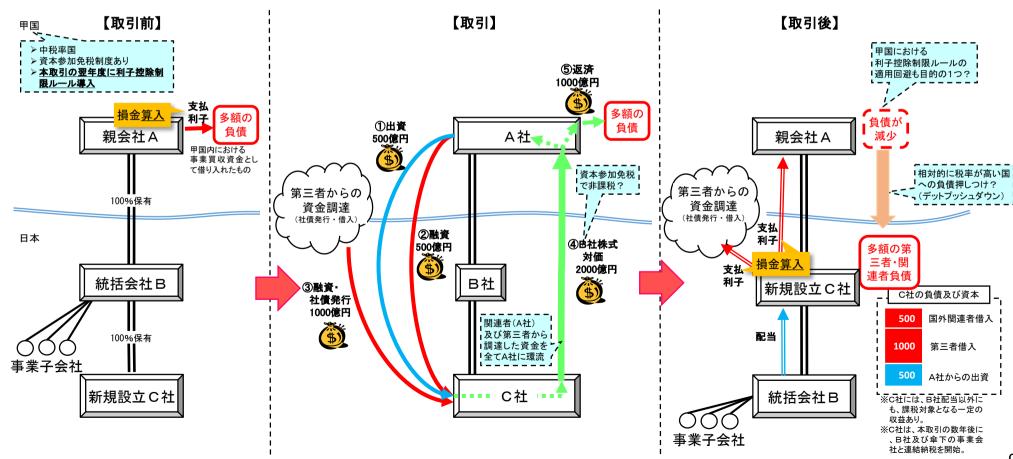
EUは、調整所得金額の30%までに限り純支払利子を損金算入できる旨の利子控除制限ルールを含む、租税回避防止指令を採択。これにより、EU加盟国は2018 年12月31日(同ルールと同等に有効なルールを有するEU加盟国は、遅くとも2024年1月1日)までに、同ルールを立法・公布しなければならない。 なお、フランスは、同EU指令に基づく利子控除制限ルールを導入するための税制改正案が2018年財政法案に盛り込まれ、本年9月に国会提出されている。

- (注1)2017年まではアーニング・ストリッピング・ルール(1989年導入)に基づき、対象となる利子の支払先が関連者等に限定されていたが、2018年1月1日以降開始する課税年度より、対象範囲を含め、全面的に制度が改編された(負債資本比率(1.5:1以下)による適用除外も撤廃)。
- (注2)調整所得の計算にかかる財務省規則は現時点で未公表。改正前のルール(Treasury regulation § 1.163(j)-2(f))においては、100%益金不算入とされる持株比率80%超の株式以外の株式配当の益金不算入額に限り加算

【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例①(デットプッシュダウン)

※実際の事例を抽象化したもの

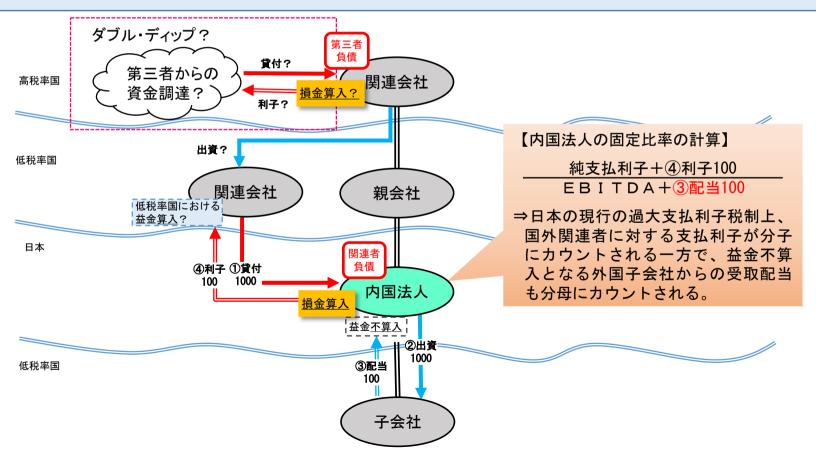
- BEPS行動4は、支払利子を用いたBEPSが生ずる場合として、グループ内の高課税法人に第三者からの負債を集中させることを指摘。
- 日本における実際の事例としては、例えば、中税率国の親会社が抱える第三者負債を、日本の法人に移転(*)すること等により、 日本からの利益移転を行い、グループ全体の税負担を圧縮していると考えられるケースが見受けられた。
 - * この場合、日本法人が第三者・関連者から借り入れた資金を関連者株式の譲渡対価の形で、非課税で中税率国の親会社に 還流させ、親会社の負債を返済することで、実質的に、日本法人に負債を移転していると考えられる。



【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例②(負債による資金調達と非課税所得)

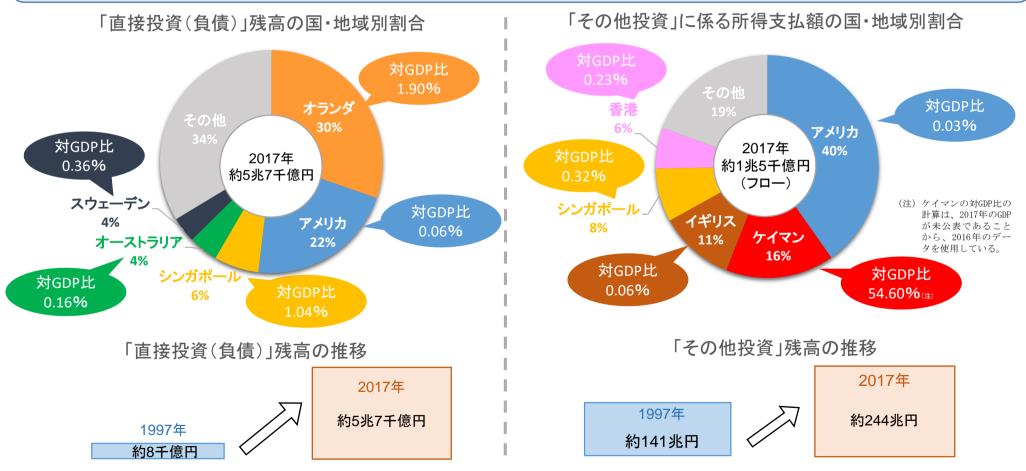
※実際の事例を抽象化したもの

- BEPS行動4は、支払利子を用いたBEPSが生ずる場合として、関連者からの融資を用いて実際の第三者支払利子を超える利子の損金算入を生じさせること、負債による資金調達を行い非課税所得を生じさせることを指摘。
- 日本における実際の事例としては、相対的に税率の高い日本法人を経由して、関連者からの借入と関連者への出資を組み合わせて資金を動かすことにより、日本からの利益移転を行い、グループ全体の税負担の圧縮を図っていると考えられるケースが見受けられた。
 - * また、高課税国の関連会社における第三者借入利子の損金算入や、出資先の外国子会社から国外関連者への貸付と組み合わせれば、グループ内で、同一の借入に係る支払利子を複数回損金算入することが可能(ダブル・ディップ)。



【参考】国際収支統計における「直接投資(負債)」及び「その他投資」の状況

- 日本に対する「直接投資(負債)」残高(親子会社間融資等)(※1)及び、日本からの「その他投資」に係る所得支払額(非関連者間融資に係る利子の支払額等)(※2)の国・地域別の割合を見た場合、上位に、経済規模との比較(対GDP比)でみて多額の残高・支払額となっている国・地域が見受けられる。
- 日本に対する「直接投資(負債)」残高及び「その他投資」残高(※2)は、拡大傾向。
- ※1 「直接投資(負債)」残高には、金融会社間(銀行業、保険業、金融商品取引業等)を除く、直接投資関係にある当事者間の貸付・借入利子や債券利子に係る債務が計上されており、直接の出資関係にある者の ほか、祖父・孫会社、兄弟会社等との取引が含まれている。
- ※2 日本に対する直接投資、証券投資以外の投資残高。そのうち、負債性のものが約9割を占める(2017年)。なお、国・地域別の分析に際しては、「その他投資」については、ストック(残高)に係る国・地域別の内訳が非公表であるため、これらの投資に係る所得支払額(フローベース)の内訳を用いている。



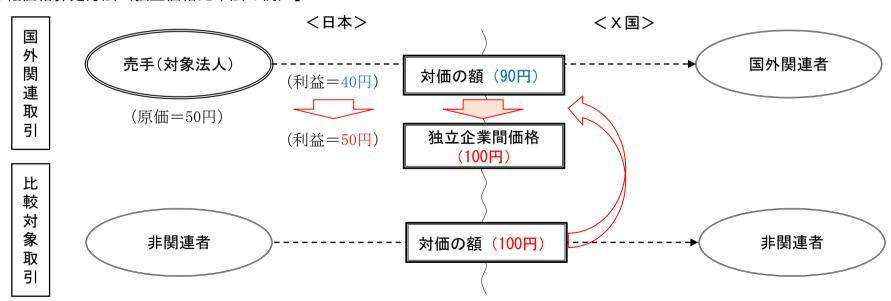
出典: 国際収支統計、IMF World Economic Outlook、UN National Accounts Main Aggregates Database

2. 移転価格税制

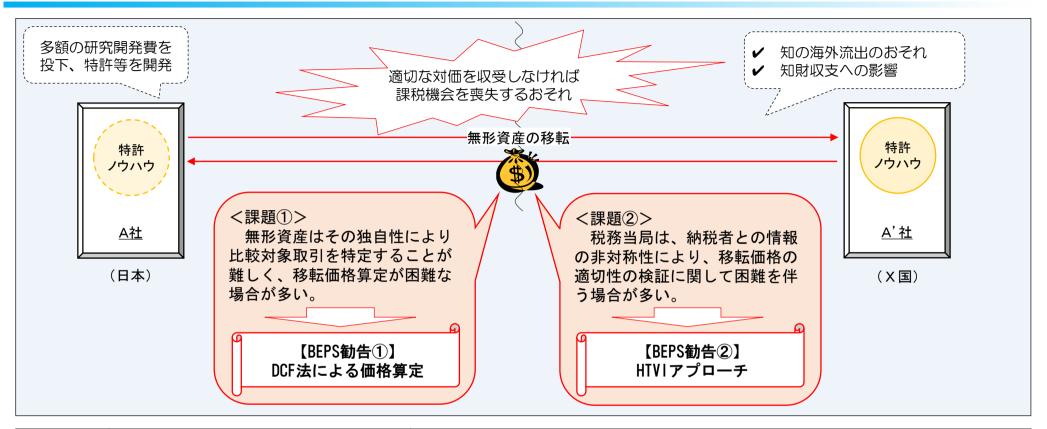
移転価格税制の概要

- 〇 移転価格税制は、法人と海外の関連企業(国外関連者)との取引価格(<mark>移転価格</mark>)が通常の取引価格(<u>独立企業間価格</u>)と異なる場合には、その国外関連者との取引が独立企業間価格で行われたものとみなして所得計算し課税することにより、海外への所得移転を防止する制度(昭和61年に創設)。
 - ※ 日本における独立企業間価格の算定方法(移転価格算定方法)は、OECDの「移転価格ガイドライン」に沿った規定が整備されており、 具体的には、①独立価格比準法、②再販売価格基準法、③原価基準法、④取引単位営業利益法、⑤利益分割法(及び各算定方法に準ずる 方法・同等の方法)が整備されている。
 - ※ 移転価格税制については、取引内容・取引条件の分析や国外関連者からの情報収集など、その税務調査に長期間を要することから、 移転価格税制に係る更正等の期間制限は6年(通常:5年)とされている。

【移転価格算定方法(独立価格比準法の例)】



BEPS行動8の勧告のポイント



	課題	対応策
ポイント①	無形資産はその独自性により比較対象取 引を特定することが難しく、適切な移転 価格の算定が困難な場合が多い。	比較対象取引が特定できない場合、無形資産の使用から得られる予測キャッシュフロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック(ディスカウンティド・キャッシュフロー法:DCF法)により移転価格を算定。
ポイント②	税務当局は、納税者との情報の非対称性 により、移転価格の適切性の検証に関し て困難を伴う場合が多い。	一定の評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles: HTVI)取引に関し、当初の価格 算定に用いた予測と結果が大きく乖離した場合、税務当局は価格が適切に算定されて いなかったと推定し、事後の結果を勘案して価格を再評価(HTVIアプローチ)。

- (注1)上記のBEPS勧告の内容は移転価格税制に係る国際スタンダードであるOECDの移転価格ガイドライン (TPG) に反映済 (2017年7月改訂)。
- (注2) TPGにおける無形資産の定義:有形資産や金融資産ではなく、商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ、比較可能な状況での 非関連者間取引においては、その使用又は移転によって対価が生じるもの。なお、現行の移転価格法令上、無形資産の定義は置かれていない。

BEPS行動 8:移転価格算定方法の整備(DCF法)

<BEPS最終報告書・移転価格ガイドライン>

- 移転価格ガイドラインでは、従来から、<u>5つの</u> <u>基本的な移転価格算定方法によることが不適切又</u> <u>は困難な場合</u>に、独立企業原則を充足する範囲に おいて<u>「その他の方法」を用いることを容認</u>。
- 無形資産取引については、その独自性により、 比較対象取引を見出すことが容易でないことから、 BEPSプロジェクトでは、<u>信頼し得る比較対象取引</u> <u>が把握できない場合、DCF法(注)が有用となり得る</u> として、DCF法に関する記載を拡充、移転価格ガイ ドラインに反映。
 - (注) ディスカウンティド・キャッシュフロー法。無形資産の使用から得られる 予測キャッシュフロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック。
- ※ 上記の見直しは、既存の各移転価格算定方法が最適法となる 範囲を変更するものではない。

<日本の現行移転価格税制>

- 我が国の移転価格税制は、昭和61年の制度創設 以降、OECDの移転価格ガイドラインに概ね則した 制度整備を進めてきたところ。
- 他方、<u>DCF法については、法令上の取扱いが明らかではなく、</u>通達等の整備も行われていないことから、<u>納税者・税務当局双方にとって、不確実性が高い状況</u>。
- ※ 現時点においては、無形資産取引一般にDCF法が広く用いられている状況は認められないが、納税者がDCF法を用いて無形資産譲渡対価を算定している事案は一定数存在。



(参考) 移転価格ガイドラインにおける各移転価格算定方法と比較対象取引の参照要否

移転価格算定方

- ① 独立価格比準法
- ② 再販売価格基準法
- ③ 原価基準法
- ④ 取引单位営業利益法
- ⑤ 取引单位利益分割法
- ⑥ その他の方法

比較対象取引を参照する移転価格算定方法 ― 比較対象取引がない場合、利用できない

BEPSプロジェクトにおいて、DCF法に関する移転価格ガイドラインの記載を拡充

BEPS行動8:評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles:HTVI)への対応

<BEPSプロジェクトにおけるHTVIへの問題意識及び対応策>

- 無形資産取引に係る価格設定の適切性の検証に関しては、納税者は広範な情報を有しているのに対し、税務 当局は納税者が提供する情報に依存せざるを得ないという情報の非対称性が課題。
- そのため、一定の評価困難な無形資産(HTVI)取引については、価格算定に用いた予測と結果が大きく乖離した場合、当初の移転価格が適切に算定されていなかったと推定し、税務当局が事後の結果を勘案して当初の移転価格算定を評価することを認める「評価困難な無形資産アプローチ」(HTVIアプローチ)の導入を勧告。

<htv/> <HTVIアプローチの適用対象等>

- HTVIアプローチの適用対象は、取引時点において①信頼できる比較対象取引が存在せず、②移転された無形 資産から生じる将来キャッシュ・フロー等についての予測や評価の前提が非常に不確かな無形資産取引。
- 但し、当初の価格設定に用いた予測と事後の結果の乖離が取引時点で予見不可能な事象によるものであることを納税者が証明した場合など一定の適用免除要件を満たす場合には、HTVIアプローチは適用しない。

参考①: HTVIアプローチに係る補足ガイダンス(2018年6月公表)の指摘

○ 税務当局は、更正期間制限等によりHTVIアプローチの適用に関し困難に直面する場合がある。本ガイダンスは、その対策の一案として、各国がHTVI取引の早期把握のための報告義務の導入や更正期間制限の延長等の措置を検討することを妨げない。

参考②:国際的な動向

○ HTVIアプローチは2017年7月の改訂で0ECDの移転価格ガイドラインに反映済。BEPSプロジェクト以前から類似の事後的調整制度を導入済の米・独に加え、現在、HTVIアプローチは英・蘭・豪・ニュージーランド等においても適用可能となっている。

【参考】評価困難な無形資産(HTVI)アプローチに係る移転価格ガイドライン等の関連規定(抄・仮訳)

<HTVIアプローチの適用要件>

- 評価困難な無形資産(HTVI)は、関連者間での取引時点における次の無形資産を対象とする。 [パラ6.189]
 - ・ 信頼できる比較対象取引が存在しない、かつ、
 - ・ 取引開始時点において、移転された無形資産から生じる将来のキャッシュ・フロー若しくは収益についての予測、又は無形資産の評価で使用した前提が非常に不確かで、移転時点で当該無形資産の最終的な成功の水準に係る予測が難しいもの。

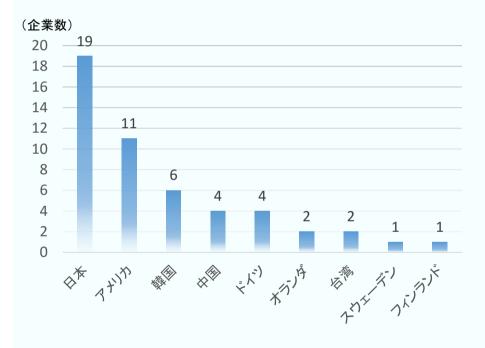
<HTVIアプローチの適用免除要件>

- 上記に当てはまるHTVIの譲渡又は使用に関する取引について、以下の適用免除規定のうち一つでも当てはまる場合には、この措置は適用されない。「パラ6.193]
 - (1) 納税者が次の証拠を提出する場合
 - ① 価格設定のためにどのようにリスクを計算したか(例えば可能性のウェイト付)、合理的に予見可能な事象又は他のリスク及びその発生の可能性に関する検討の適切性を含む、価格設定取決めを決定するために、移転時点で使用された事前の予測の詳細、及び
 - ② 財務上の予測と実際の結果の大きな乖離が、(a)価格設定後に生じた予見不可能な進展又は事象であって、取引時点では関連者が予想することはできなかったもの、又は、(b)予見可能な結果の発生可能性が実現し、その可能性が取引時点で著しく過大評価でも過少評価でもなかったことによるものであるという信頼性のある証拠
 - (2) 当該HTVIの移転に係る関連者間取引が、二国間又は多国間のAPAによってカバーされている場合
 - (3) 取引時点における財務上の予測と実際の結果の大きな乖離が、当該HTVIの対価を、取引時点で設定した対価の20%を超えて減少又は増加させる効果を持たない場合
 - (4) 取引時点における財務上の予測と実際の結果の大きな乖離が、予測の20%を超えず、当該HTVIに係る第三者からの収入が初めて生み出された年から5年の商業期間が経過した場合

<HTVIアプローチに係る補足ガイダンスの指摘>

- HTVIアプローチの性質上、必然的に、タイミングの問題についてある程度考慮する必要がある。…この問題は…長期のインキュベーション期間(すなわち、移転後の期間、及び無形資産が商業的に利用可能となり、収益が発生し得る前の期間)を有する無形資産に関する取引において、HTVIアプローチに基づく調整が適切である場合に一層深刻となる(パラグラフ6.190参照)。 [補足ガイダンスパラ11]
- …一部の国では、HTVIアプローチを適用する際、例えば、短い監査サイクル又は短い出訴期限のために、困難に直面する場合がある。 本ガイダンスは、そうした困難の克服を目的とした法律の採用を各国に要求はしていないが、各国が手続き又は法律に対する特定の変更 (HTVIの定義に当てはまる無形資産の移転若しくはライセンスを迅速に知らせるための要件の導入、又は通常の出訴期限法の修正等)を 検討することを妨げるものではない。 [補足ガイダンスパラ15]

世界の特許保有件数上位50社の国別の状況



(出典) 欧州委員会・OECD「World Corporate Top R&D Investors: Industrial Property strategies in the Digital Economy」(2017)

(注) 2014年のR&D投資額上位2,000社を対象に、2012年~2014年に5主要国・地域(日米欧中韓)において出願され保有されている特許件数のシェア上位50社をランキングしたもの。子会社分は親会社に含めて集計されている。

